

資料 2－1

2 循環第816号
令和3年2月2日

愛知県環境審議会

会長 青木 清様

愛知県知事 大村秀章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、同条第1項の規定に基づく廃棄物処理計画について、貴審議会の意見を求める。

担当 環境局資源循環推進課
調整・広域処分グループ
電話 052-954-6232（ダイヤルイン）

説明

- 1 廃棄物処理計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、都道府県が、環境大臣の定める基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正処理に関して定めるものであります。
- 2 本県では、1973年以来5年毎に計画を策定しており、現行計画（第10次）は、2017年度から2021年度までの5年間を計画年度としています。

これらの計画に基づき、廃棄物の減量化・資源化の促進や適正処理を徹底してきたことにより、着実に成果を上げてきましたが、近年ではその進捗が停滞し、現行計画の目標達成が厳しい項目が出てくることも想定されます。

＜現行の廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）における廃棄物の減量化目標＞

	2014年度実績に対する2021年度目標			
	排出量	再生利用率	最終処分量	その他
一般廃棄物	約6%削減し、 240万4千トン とする。	排出量に対する再 生利用量の割合を 約23%とする。	約7%削減し、 19万8千トン とする。	一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量 を500gとする。
産業廃棄物	増加を約3%に 抑制し、 1,570万5千トン とする。	排出量に対する再 生利用量の割合を 約74%とする。	約7%削減し、 82万9千トン とする	—

- 3 次期計画の策定に当たっては、今後より一層3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進していく必要があるとともに、近年国際的な関心が高まっているプラスチックごみや食品ロスの削減の取組を進めることが求められています。

こうした中、国は、2019年5月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチックの使用削減やプラスチックごみによる海洋汚染の防止などに取組むとしており、本県においてもプラスチックごみゼロに向けた取組が必要です。また、同年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、食品ロスの削減の推進に関する計画策定に努めるとともに、消費者や事業者に対する教育や知識の普及、啓発などの必要な施策を講ずることとされました。

- 4 本県では、こうした状況に対応しながら、諸課題の解決を図り、循環型社会の形成をさらに進めていく必要があると考えています。

つきましては、2022年度を計画初年度とする新たな愛知県廃棄物処理計画を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。